

「滋賀県都市農業振興計画（案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成30年9月21日(金)から平成30年10月22日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県都市農業振興計画（案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町等関係機関に意見照会を行った結果、8名（市町・団体4者含む）の方から、計17件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県都市農業振興計画(案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
1. はじめに	3件
2. 本県の都市農業の現状と課題	2件
3. 都市農業の目指す姿	
4. 都市農業振興施策の方向	6件
5. 計画の推進	4件
全体を通じた意見	2件
合 計	17件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
1. はじめに			
1	1	地方計画は今後努力義務から義務化される見込みはあるのか。	現時点では、都市農業振興基本法において、地方計画の策定を義務化することについての情報は把握していません。
2	2	市街化区域よりも、市街化調整区域の営農推進に力を入れるべきではないか。	農業施策については、これまでから農業振興地域を中心に展開しているところです。今後もこの方向は変わりませんが、市街化区域内農地に対しても都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、本計画に基づき必要な施策を行ってまいります。
3	2	計画期間が「概ね10年後」とあるが、農業を取り巻く環境は、2～3年で大きく変化する。もっとスピーディーな計画見直しが必要ではないか。	2ページ1. (4)に記載しているとおり、計画の進捗状況や情勢の変化等をふまえ、必要な見直しを行います。
2. 本県の都市農業の現状と課題			
4	5	「零細」はイメージが良くないので、「小規模」または「小面積」などの表現にしてはどうか。	ご意見のとおり、5ページ2. (3)を次のように修正します。 【修正前】「40アール程度と零細である」 【修正後】「40アール程度と小規模である」
5	8	図13～18のアンケート調査結果は、彦根市内の大型量販店の来訪者を対象としたものであり、意見が狭小的ではないか。	アンケート調査以外にも、県内の事業者や団体への聞き取り調査により、広くご意見を伺っているところです。
3. 都市農業の目指す姿			
(意見・情報等なし)			
4. 都市農業振興施策の方向			
6	12～13	施策については、財源がないと何もできない。「支援」という言葉を使うのであれば、どこまで、どのような支援をするのか、具体的な内容が必要である。 例えば、食育については、純粋な子供に食育をすることによって、将来の農業を支援することにつながると思うが、財源がないと動きづらいので、適切な財源確保をお願いしたい。	本計画は、本県における都市農業を推進するための施策の方向を示すものです。今後、本県都市農業振興の目指す姿に向けて、収益力の向上や担い手の確保に向けた技術的支援を行うとともに、都市農業者のニーズを踏まえながら、具体的な支援策を講じていきます。
7	12	現況は、都市農地の作付品目の多くが「米」であり、消費量が年々減少している作物である。規模が平均40aと狭小で、生産コスト(施設、機械、育苗代等)と販売収益とを比較すると、販売価格も低価格化している状況であり、納税猶予措置を適用したとしても、採算性の問題により、従事することが高リスクである。付加価値を付けた「米」を栽培したとしても、採算ベースに合わない。よって、都市農地における現農業者は、農業ノウハウを習得されていると考えるが、今後、農地利用(家庭菜園の利用を除く)される方(息子世代や他者)が専従で従事されるにあたっては、技術習得が必要となる。また、一からスタートする専従従事者は機械や施設への投資が必要となり、本計画のとおり、採算性のある施設野菜(軟弱野菜や年間を通して栽培、販売できる作物)や施設園芸(花卉)を誘導する必要があると考える。	12ページ4. (1)①に記載のとおり、都市農地では小規模な農地を最大限に活用し、収益力を高められるよう、施設園芸などの高付加価値農業の実施が必要と考えております。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
8	12	市街化区域だけでなく、市街化調整区域においても、次世代の担い手がない状況が見受けられる。担い手の確保については、どちらに重点をおいているのか	担い手の確保は、市街化区域において営農継続を希望する農業者および市街化調整区域で営農する農業者の両方において重要であると考えています。
9	12	都市農地の貸し手と借り手のマッチングは「市町」が行うのか。 「農地中間管理機構」を指すのか、他に何かあるのか。 「公的機関」では曖昧ではないか。	国の都市農業振興基本計画においても、公的機関は市町の農政主務課、市町農業委員会や農業協同組合などが想定されており、本県も同様と考えています。 農地の貸し手と借り手の仲介役として積極的な役割を果たしていただくとともに、就農の準備等を支援する役割を担っていただきたいと考えています。
10	12	生活様式の変化から、市内従事者の子どもたちは進学や、就職により市外、県外へ流出している状況にある。将来的に相続により、農地を取得したとしても、営農できるノウハウを持たないため、営農継続される可能性は低く、耕作放棄地や遊休農地と化す可能性が高い。貸し手と借り手のマッチングができるのか。またマッチングができたとしても、管理がしっかりとされることが重要であり、農地法に基づき農地として管理されるための「優良農地を守り続ける施策」が必要ではないか。	都市農業の担い手確保については、後継者を含む家族経営からが基本であると考えていますが、それが難しい場合、近隣の都市農業者や女性・高齢者、定年帰農者等の中から都市農業の担い手を確保していくことが重要と考えています。 また、都市農業の継続性を確保するため、小規模でも収益力を高められるような高付加価値農業の実施についても支援をまいります。
11	13	市民農園の利用者はノウハウを必ずしも持ち合わせていないことが課題であり、減農薬等による栽培技術指導、安全で安心な農産物の栽培など、市民農園をマネジメントしていく指導者の育成に向けた取り組みが必要と考えます。	市民農園を運営する上で大切な視点だと考えております。13ページ4. (2)①「市町や農業団体、地元企業、NPO法人等による市民農園・貸し農園等の開設に対して支援」において、先進事例の情報提供や研修会等の実施などを考えており、これらの取組において、指導者の育成につながる内容となるよう検討まいります。
5. 計画の推進			
12	14	平成27年の都市農業振興基本法の制定により、市街化区域内農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけが大きく転換され、本年6月には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が成立する中、都市農業者の生産緑地制度の導入への期待も高まっている。 このような情勢をふまえ、都市近郊の立地を活かして意欲的に営農活動を展開している農業者を支援するため、また、市街化区域での農業の多様な機能(地産地消・防災・環境・農業体験・交流等)を發揮するため、生産緑地制度の導入を検討いただきたい。	生産緑地法による生産緑地地区の指定は、市町において行われることから、14ページ5. (1)に記載のとおり、市町の意向をふまえながら、制度活用の周知を図っていきたくと考えています。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
13	14	<p>市町において生産緑地制度の活用を促すことは中長期的に見るとメリットが大きい点を記載していただきたい。</p> <p>《メリット》</p> <p>①人口減少・成熟化を迎えた新しい時代における良好なまちづくりの具体策(立地適正化計画等とも関連)</p> <p>②多様な機能の発揮(防災機能、コミュニティ創出他多数)</p> <p>③公園や緑地の管理費、インフラコスト等の低減(道路・水道・ガス・電気・ゴミ収集等、空き家の抑制)</p> <p>④特産品の振興(例:和歌山市の生姜)</p>	<p>4ページ2.(2)に、以下のとおり、生産緑地制度についての説明を付記いたします。</p> <p>※生産緑地法に基づき、市街化区域内において、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するため、緑地機能を有し、公共施設用地として適している一定面積以上の農地等を「生産緑地地区」として指定する都市計画制度。</p> <p>生産緑地は、農地等として管理しなければならないが、固定資産税等の農地評価・農地課税及び相続税の納税猶予措置が講じられている。</p>
14	14	<p>都市農地では固定資産税が高く、稲作はもとより、露地園芸(野菜・果樹・花)でも経営が成り立たない状況にあり、農地の維持が困難になっている。今般、生産緑地にかかる法律等の見直しもあったことから、国と連携し、市町に対して生産緑地制度の活用ができるよう誘導していただきたい。また、農業者に対しても同様に周知が必要ではないか。記述は「市町に対し制度導入を推進するとともに、農業者に対してその活用を周知する」、とするのが適当ではないか。</p>	<p>生産緑地法による生産緑地地区の指定は、市町において行われることから、14ページ5.(1)に記載のとおり、市町の意向をふまえながら、制度活用の周知を図っていきたくと考えています。</p> <p>生産緑地制度の農業者への周知については、13ページ4.(2)②アにおいて、「都市農業に関する制度や施策等について研修会等で紹介する」と記述しておりますので、案のとおりとします。</p>
15	14	<p>この計画により、市町が実施を要するような具体的な取り組みは想定されているのか。</p>	<p>1ページ1.(2)の記述のとおり、当計画の性格は、「市町や関係団体等の関係者の都市農業振興に係る取組の参考」としてしています。また、都市農業振興基本法では、都市農業の振興に関し、国、地方公共団体および都市農業者等の責務を明らかにし、各主体が施策を講じることが求められているところです。</p>
全体を通じた意見			
16	全体	<p>滋賀県の都市農業は、健康長寿県を推進する基盤としてコミュニケーションや相互扶助の雰囲気を形成する場としてとても重要。農地の秩序や生産振興も大事だが、県民は都市農業を通じた新しいコミュニケーションを求めていると思う。</p> <p>我が集落では、100世帯を超える自家菜園群があるが、産直施設に出荷しているのは1戸だけで、将来的に出荷者が増加する見込みはない。しかしながら、つながりのなかった県民同士が畑であいさつをかわし、雑談し、情報交換し、さらに協力しつつ農作物を育て、青果物を自家消費するのみならず近隣県民と交換したりしている。</p> <p>老人会や婦人会は地域を支える役割を担ってきたが、「である」組織は加速的に廃れつつある。集落の自治機能や相互扶助機能が低下する中で、都市農園コミュニケーションは新たな「する」組織として注目される。つい最近、世話をできなくなった畑と畑を使いたい県民の情報をマッチングさせるための情報共有の仕組みが町内会にできた。今後の健康長寿の推進、相互扶助の雰囲気作りの基礎を作るものとして重要視したい。</p> <p>本計画においては、健康長寿や園芸療法といった範囲へもっとソフトした計画にされると本県らしい都市農業の振興方向になるのではないかとと思う。</p>	<p>農業・農作業が持つ多面的な機能を活用することは都市農業振興においても重要な視点であり、ご意見を踏まえ、13ページ4.(2)①を以下のとおり、より分かりやすい表現に修正します。</p> <p>【修正前】 福祉事業者に対する高齢者等の健康対策や就労訓練のための農園設置等を支援する。</p> <p>【修正後】 高齢者・子ども・障害者・医療など様々な分野と連携しながら、生きがいづくりや心身機能の回復などの農業・農作業が持つ多面的な機能に着目した取組を推進する。</p>

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
17	全体	<p>施策の方向では、公的機関による都市農地の賃借マッチングの促進、就農フェアの開催が支援策として掲げられているが、滋賀県の地理的条件、消費者(県民)の意向から、市街化区域内における農地の役割は大きく、支援策は是非実施していただきたい。賃借マッチングには、「都市農地賃借円滑化法」の活用が欠かせないものと思われる。そのためには、生産緑地制度の普及が必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、本計画の対象とする農地の役割は大きいと考えますので、12ページ「4. 都市農業振興施策の方向」に掲げる収益力の向上、担い手の確保に向けた施策を実施してまいりたいと考えています。</p> <p>「都市農地賃借円滑化法」で定める制度は、ご意見のとおり生産緑地が対象となっておりますので、14ページ5.(1)に記載のとおり、市町や農業者の意向をふまえながら、制度活用の周知を進めてまいります。</p>